付紙様式第４

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
食器洗浄及び清掃作業部外委託 一式	分任契約担当官 陸上自衛隊青森駐屯地第380会計隊長 多持　和寿 青森市浪館字近野45	平成30年4月2日	一般財団法人防衛弘済会 新宿区北山伏町1－11	1011105000271	一般競争入札に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度の入札及び再度公告入札を行ったが落札者がいなかったため（会計法第99条の2）	10,372,320	10,098,000	97.3%		公財	国所管	4	
水道料 一式	分任契約担当官 陸上自衛隊青森駐屯地第380会計隊長 多持　和寿 青森市浪館字近野45	平成30年4月2日	青森市公営企業管理者企業局長 青森市奥野1－2－1	4000020022012	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため（会計法第29条の3第4項）		73,052,820						単価契約
プレハブ等レンタル 一式	分任契約担当官 陸上自衛隊青森駐屯地第380会計隊長 多持　和寿 青森市浪館字近野45	平成30年8月6日	株式会社レンタルのニッケン仙台営業所 宮城県仙台市宮城野区扇町1丁目9－3	4010001032368	緊急の必要により競争に付すことができなかったため（会計法第29条の3第4項）	1,490,832	1,490,832	100.0%					
シャワーユニットレンタル 一式	分任契約担当官 陸上自衛隊青森駐屯地第380会計隊長 多持　和寿 青森市浪館字近野45	平成30年8月7日	日建リース工業株式会社仙台支店 宮城県名取市植松字田野部16－1	1012701003766	緊急の必要により競争に付すことができなかったため（会計法第29条の3第4項）	822,960	822,960	100.0%					
木材破砕機リース 一式	分任契約担当官 陸上自衛隊青森駐屯地第380会計隊長 多持　和寿 青森市浪館字近野45	平成30年10月2日	株式会社セントラル 岩手県奥州市胆沢区南都田字化粧坂179	1400601000183	緊急の必要により競争に付すことができなかったため（会計法第29条の3第4項）	2,229,120	1,944,000	87.2%					
駐屯地警備システム不具合調査及び部品交換役務 一式	分任契約担当官 陸上自衛隊青森駐屯地第380会計隊長 多持　和寿 青森市浪館字近野45	平成31年2月12日	株式会社ティー・エム・エス	1400601000183	駐屯地警備システムの保守に係る役務であり、技術上及び警備上の理由により契約相手方が当該システムを設置した事業者に限られるため（会計法第29条の3第4項）	2,229,120	1,944,000	87.2%					

付紙様式第４

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
駐屯地警備カメラ据付役務 一式	分任契約担当官 陸上自衛隊青森駐屯地第380会計隊長 多持　和寿 青森市浪館字近野45	平成31年2月26日	セコム株式会社	6011001035920	警備上の理由により契約相手方が限られるため（会計法第29条の3第4項）	2,091,204	2,008,368	96.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。